

一般社団法人エシカル協会 エシカル・コンシェルジュ 講座
受講規約

エシカル・コンシェルジュ講座を受講される受講生は必ず以下の内容をご一読いただき、それぞれの事項をご理解いただいたうえで受講をお申し込み下さい。オンライン講座利用にあたっては、以下の事項にご了解いただいているものといたします。

第1条 本規約の範囲

本規約は、一般社団法人エシカル協会（以下、「協会」という）が主催、運営する「エシカル・コンシェルジュ講座」（以下、「講座」という）を利用契約者（以下、「受講者」という）に提供する際に適用します。

第2条 本規約への同意

受講者は、本利用規約に同意頂いた上で、本サービスを利用できるものとします。

第3条 規約の変更

- (1) 協会は、受講者の承諾を得ることなく、いつでも、本規約の内容を改定することができるものとし、受講者はこれを異議なく承諾するものとします。
- (2) 協会は、本規約を改定するときは、その内容について当社所定の方法により受講者に通知します。
- (3) 前本規約の改定の効力は、協会が前項により通知を行った時点から生じるものとします。
- (4) 受講者は、本規約変更後、本サービスを利用した時点で、変更後の本利用規約に異議なく同意したものとみなされます。

第4条 受講申込

本受講規約を同意のうえ受講申し込みを行った後、受講料等の入金を確認された時点で、申し込み完了といたします。

第5条 受講契約の不承認と受講契約承諾の取り消し

以下のいずれかに該当する場合、利用契約を承認しないこと、または承認を取り消すことがあります。

- (1) 受講者が受講規約に違反、または過去に違反したことがある場合。
- (2) 受講申込みの際の申告事項に虚偽の記載、誤記、記入漏れのあった場合。
- (3) 協会からの請求後、協会が定める支払い期日までに受講料の支払いがないとき。
- (4) その他、協会が受講契約を結ぶことを不相当と判断した場合。

第6条 受講料金支払い

受講料金の支払い方法は、決済システム STORES により事前のお支払いとさせていただきます。

第7条 受講料の変更

協会は、都合により受講料の変更・改訂を行う場合がございます。受講料の変更はウェブサイト上にて告知し、受講料変更時点で既に登録されている受講者に対しては、その時点で残存している受講可能期間中は改訂前の料金を適用いたします。この場合、追加料金の請求および差額返還は一切行わないものとします。

第8条 セミナー資料

必要に応じて講師が使用する資料を提供いたします。

第9条 登録内容変更

住所、氏名、電話番号など登録内容に変更があった場合、速やかにお申し出下さい。

第10条 設備その他

サービスの利用に必要な会場までの交通費、通信回線、通信機器、コンピュータ、ソフトウェアなどはすべて受講者の負担において準備する。

第11条 推奨動作環境

オンライン講座受講にあたっての端末の推奨動作環境は以下の通りです。ZOOMソフトが使用可能なパソコン、スマートフォン。ウェブ・ブラウザで Vimeo 動画が再生可能なパソコン、スマートフォン。また、技術的なサポートにつきましては当協会では対応できかねますことご了承ください。

第12条 受講可能期間

講座終了後、それぞれの配信日に録画した動画を配信致します。受講者に配信される講座の受講可能期間は、配信された日から起算し、配信された日を含まず、21日以内とします。但し、諸事情により配信日が遅れる場合は事前にご連絡いたします。

第13条 講座修了の要件

今期 講座の全カリキュラムを履修の上、所定の要件を満たした方のみ受講修了となります（期をまたぐ受講は認めない）。動画内にあるキーワードを毎講座で提出し、かつレポー

トを提出された方には、エシカル・コンシェルジュ講座修了証を発行します。

第14条 解約

入金確認後は受講ご契約成立とみなし、いかなる理由があっても途中でのご解約及び一切の返金を行いません。

第15条 ユーザID・パスワード

受講契約が成立後に、オンライン映像講座用のホームページアドレスを発行会員サイトを利用いたします。受講生はオンライン講座の利用にあたり発行されたホームページアドレス会員サイトの使用ならびに管理について責任を持ち、いかなる第三者にも貸与及び譲渡はできません。また、いかなる理由であれ、これらが第三者に使用されたことにより当該受講生に生じた損害については、協会は一切責任を負いません。受講者は、ホームページアドレス会員サイトログイン情報を忘れた場合や盗用された場合は、速やかに協会にお申し出下さい。

第16条 個人情報の取扱い

本契約に際し協会が収集した個人情報に関しては、今後講座に関する資料の送付やお知らせ、及びご案内のみに使用し、承諾なしに第三者への提供は行いません。

第17条 著作物等

本講座の受講において受領した著作物（ノウハウ等を含め、以下「本著作物等」という）に関する著作権及びその他知的財産権は協会に帰属し、協会の事前承諾を得ずに、これらを侵害する次に定める行為を行うことを禁じます。

- (1) 本著作物等の内容を、自己又は第三者の名をもってウェブサイトに掲載する等、インターネットを通じて公衆に送信する行為
- (2) 本著作物等の内容を、引用の範囲を超えて自己又は第三者の著作物に掲載する行為
- (3) 私的利用の範囲を超えて、本著作物等を複製・改変等して第三者に配布する行為
- (4) その他、本著作物等の著作権及び知的財産権を侵害する行為

第18条 秘密保持

受講者は、本講座を受講するにあたり、協会によって開示された協会固有の技術上、営業上その他事業の情報並びに他の受講者より開示されたそのプライバシーに関わる情報を秘密として扱うものとし、これらの情報を使用し、又は第三者に開示することを禁じます。

第 19 条 遵守事項

受講者は、本講座を受講するにあたり、次に定める事項を遵守しなければなりません。

- (1) 協会及び講師等の指示に従うこと、及び他の受講者の迷惑になるような行為、言動等をしないこと
- (2) 講座内容を理解する上で個人差があることを前提に、内容が理解できなかった又は理解しづらい部分があったとしても、協会及び講師等に一切の責任を求めないこと
- (3) 本講座の受講において知り得た内容につき、その完全性、有用性、正確性、将来の結果等について、協会及び講師等に一切の責任を求めないこと
- (4) 他の受講者に対して、マルチレベルマーケティング、ネットワークマーケティング、その他連鎖販売取引への勧誘、宗教等への活動の勧誘、商品及びサービス等の購入の勧誘並びにセミナー等への参加への勧誘等、勧誘とみなされる一切の行為を行わないこと
- (5) 講座内容につき、録音又は録画をしないこと

第 20 条 サービスの中断

システムの保守メンテナンス又は障害・作動不良等が発生した場合等やむを得ない場合は、講座のサービスの提供を中断することがあります。なお、中断する場合はあらかじめその旨を受講生に通知します。但し、緊急かつやむをえない場合はこの限りではありません。

第 21 条 サービス提供の中止

協会は、受講生が講座を利用するにあたり、以下の各号の内容に該当する場合は、当該受講生への事前通知なくして、講座のサービスを中止することがあります。また、その際には、受講料の返金は一切致しません。

- (1) 第 15 条及び第 17 条に該当することが判明した場合
- (2) 講座を通じて表示または提供される情報を改ざんする行為
- (3) 協会の同意なく、講座の内容を第三者に開示した場合
- (4) 講座の内容を改変して使用した場合
- (5) 協会の事前の同意なく、協会の保有する著作権、商標権その他の知的財産権を使用した場合
- (6) 協会又は協会の利害関係人に対し、誹謗中傷をしたと認められる事実がある場合
- (7) 協会の事業活動を妨害する等により協会の事業活動に悪影響を及ぼした場合
- (8) その他、法令あるいは公序良俗に違反し、協会又は他の利用者、第三者に不利益を与える、もしくはそのおそれのある行為

第 22 条 損害賠償

協会は、遅滞、変更、中断、中止、情報等の流失又は消失、その他本講座に関連して、直接または間接的に生じた受講者またはそれ以外の第三者の損害については、その内容、方法の如何にかかわらず賠償の責任を負わないものとします。また、受講者は本サービスに基づく第三者との損害賠償請求などの訴訟に協会を引き込まないことに同意するものとします。受講者が本利用規約に反した行為、または不正もしくは違法な行為によって協会に損害を与えた場合、協会は当該受講者に対して相応の損害賠償の請求ができるものとします。

現地開催の講座に参加するにあたって会場への往復路、及びプログラム中に起こった事故やケガにつきましては全て受講生の責任となります。現地開催の講座に参加することに関連する全てのリスク（自然災害、悪天候による影響、交通のトラブルなど）を理解した上でご参加下さい。また、個人の持ち物（貴重品を含む）は受講生自身での自己管理となります。上記の事柄が発生した場合も含め、当法人及び講師・講座関係者に対し、本講座参加により生じた責務や損害の申し立てやそれに準じた行為を破棄することを予めご了承下さい。

第 23 条 適用法

本サービスの提供の実施に際して適用する法律は、日本の国内法とします。

第 24 条 専属的合意管轄裁判所

協会と受講者の間で、訴訟の必要が生じた場合、協会の本部所在地を管轄する裁判所を協会と受講者の専属的合意管轄裁判所とします。

以上

2024 年 5 月 施行